

## 商品概要説明書

リフォームローン（ジャックス保証）

（2019年4月1日現在）

商品名	リフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下かつ、最終償還時の年齢が 75 歳以下の方。</li> <li>○継続して安定した収入のある方。</li> <li>○原則、団体信用生命共済に加入できる方。</li> <li>○対象物件が本人または家族（同居有無は問わない）の所有または共有物件。</li> <li>○リフォームローン・住宅ローンの借換えを資金使途に含む場合、その借換え対象ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。</li> <li>○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</li> <li>○その他当 JA が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ご本人またはその家族（同居有無は問わない）が常時居住するための既存住宅およびその他、住宅に付帯する施設等の住宅関連設備に対する以下資金。 *家族は親子間のみとします。</li> <li>（1）住宅の増改築および住宅設備機器購入</li> <li>（2）バリアフリー工事および介護機器購入</li> <li>（3）キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム</li> <li>（4）エコキュート・太陽光発電システム購入</li> <li>（5）耐震強化工事資金等</li> <li>（6）マンション等の外壁・給排水施設等の共用部分の修繕工事負担金</li> <li>（7）上記（1）から（6）のリフォーム資金とリフォームローンの借換への合算資金</li> <li>（8）上記（1）から（6）のリフォーム資金と住宅ローンの借換への合算資金 *住宅ローンは返済実績 5 年以上かつ直近 1 年間に返済遅延がないこと</li> <li>（9）リフォームローンの借換え資金</li> <li>（10）上記（1）から（8）の資金と同時に家電・家具を購入または買い替えをするための資金</li> <li>（11）10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入資金</li> </ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10万円以上1,500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li> <li>*農業従事者を除く自営業者の場合は1,000万円以内</li> <li>*資金使途（11）の産業用太陽光発電システム購入資金は2,000万円以内</li> <li>*借換え資金のみの場合は残存一括償還金額を上限とします。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）とします。</li> <li>*借換え資金のみの場合は残存償還期間を上限とします。</li> </ul>
融資方法	○工事完了後、借入者口座経由で販売（施工）業者へ振込

	<p>*資金使途（10）で業者振込が困難な場合 100 万円または資金使途（1）から（8）の借入額の 30%何れか低い金額を工事完了後、借入者口座へ振込可</p>						
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>						
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>						
担保	<p>○不要です。</p>						
団体信用生命共済	<p>(1) 当JA所定の2種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="518 1637 1329 1789"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 団体信用生命共済に加入できない方は、融資期間15年以内</p> <p>(3) 次の場合、団体信用生命共済への加入は任意とします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資金額が500万円以内かつ融資期間が15年以内</li> <li>・資金使途（11）産業用太陽光発電システム購入資金</li> </ul>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%
団体信用生命共済名	加算利率						
団体信用生命共済（特約なし）	なし						
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.30%						
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたって</p>						

	<p>は借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.30%</p>
連帯保証人	<p>○原則として保証人は不要です。但し、以下の場合は連帯保証人が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体信用生命共済に加入できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>*団体信用生命共済(3)を除く</li> </ul> </li> <li>・(株)ジャックスが必要と認めた場合</li> </ul>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>②一部繰上返済の場合…無料です。</p>
必要書類	<p>(1) 本人確認書類(運転免許証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード等)</p> <p>(2) 所得を証明する書類 但し、融資金額100万円以下は省略可 給与所得者・・・源泉徴収票または住民決定通知書の写し 自営業者・・・納税証明書(1・2)または確定申告書(受付印のあるもの)の写し</p> <p>(3) 使途を証明する書類 新規：見積書・注文書または売買契約書の写し *資金使途(10)は50万円以内の場合は不要 借換え：・残存期間および残高が確認できる書類の写し ・返済実績が確認できる書類の写し ・借換え対象ローンの抵当権抹消後の登記簿謄本(住宅ローンの借換えを含む場合のみ必要とし、融資1ヶ月以内に提出)</p> <p>(4) 資金使途(11)の場合 ・売電シミュレーションの写し ・設置する建物または土地の登記簿謄本の写し ・農地に設置する場合は、農地転用許可証の写し ・産業用太陽光発電ローン保証チェックシート</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話：0120-392-125)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1389)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申出ください。</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p>

	<p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J A成田市